

各部会等における審議参加規程の運用状況（令和2年1月～令和2年12月）

	動物用医薬品等部会	動物用生物学的製剤調査会	動物用抗菌性物質製剤調査会	動物用一般医薬品調査会	動物用医薬品再評価調査会	動物用医薬品残留問題調査会	水産用医薬品調査会	動物用再生医療等製品・バイオテクノロジー応用医薬品調査会	動物用組換えDNA技術応用医薬品調査会	合計
全開催回数	4	4	1	4	2	2	1	1	3	22
審議議題数（寄付金等の受領状況を確認したもののみ）	31	14	1	15	8	4	3	1	10	87
退室委員数	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
議決不参加委員数	8	7	0	0	0	0	0	0	0	15
直接議決に参加した委員数（①）	490	143	11	171	82	40	39	18	94	1,088
議決権を行使した委員数 ^{※1} （②）	0	7	1	0	0	0	0	0	0	8
（直接議決委員の割合 ①／①＋②）	100.0%	95.3%	91.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	99.3%
特例的な取扱いにより参加した委員数 ^{※2}	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※1 議決不参加の場合であって、分科会長に議決権を一任する旨の書状を提出した委員は分科会等に出席したものとみなし、当該委員の議決権は、議決に加わった委員等の可否に関する議決結果にしたがって分科会長により行使されたものとなる（審議参加規程第14条 議決権の行使）。

※2 寄付金等の受領により審議不参加の基準に該当した場合であっても、当該委員の発言が特に必要であると認められた場合は審議に参加することができる（審議参加規程第16条 特例）。

各部会等における審議参加規程の運用状況（平成31年1月～令和元年12月）

	動物用医薬品 等部会	動物用生物学 的製剤調査会	動物用抗菌性 物質製剤調査 会	動物用一般医 薬品調査会	動物用医薬品 再評価調査会	動物用医薬品 残留問題調査 会	水産用医薬品 調査会	動物用組換え DNA技術応用 医薬品調査会	合計
全開催回数	4	4	1	4	2	2	1	2	20
審議議題数（寄付金等の受領状況を確認したもののみ）	33	14	2	15	5	3	3	4	79
退室委員数	1	0	2	1	0	0	2	0	6
議決不参加委員数	4	6	0	0	0	0	0	0	10
直接議決に参加した委員数（①）	459	138	18	146	50	27	34	37	909
議決権を行使した委員数 ^{※1} （②）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
（直接議決委員の割合 ①／①＋ ②）	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
特例的な取扱いにより参加した委員数 ^{※2}	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※1 議決不参加の場合であって、分科会長に議決権を一任する旨の書状を提出した委員は分科会等に出席したものとみなし、当該委員の議決権は、議決に加わった委員等の可否に関する議決結果にしたがって分科会長により行使されたものとなる（審議参加規程第14条 議決権の行使）。

※2 寄付金等の受領により審議不参加の基準に該当した場合であっても、当該委員の発言が特に必要であると認められた場合は審議に参加することができる（審議参加規程第16条 特例）。

各部会等における審議参加規程の運用状況（平成30年1月～平成30年12月）

	動物用医薬品 等部会	動物用生物学 的製剤調査会	動物用抗菌性 物質製剤調査 会	動物用一般医 薬品調査会	動物用医薬品 再評価調査会	動物用医薬品 残留問題調査 会	水産用医薬品 調査会	動物用組換え DNA技術応用 医薬品調査会	合計
全開催回数	4	3	2	4	2	3	3	1	22
審議議題数（寄付金等の受領状況を確認したもののみ）	18	8	2	7	2	3	4	2	46
退室委員数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議決不参加委員数	1	0	1	1	0	0	2	0	5
直接議決に参加した委員数（①）	263	68	17	79	21	33	42	20	543
議決権を行使した委員数 ^{※1} （②）	0	0	0	0	0	0	2	0	2
（直接議決委員の割合 ①／①＋ ②）	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	95.5%	100.0%	99.6%
特例的な取扱いにより参加した委員数 ^{※2}	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※1 議決不参加の場合であって、分科会長に議決権を一任する旨の書状を提出した委員は分科会等に出席したものとみなし、当該委員の議決権は、議決に加わった委員等の可否に関する議決結果にしたがって分科会長により行使されたものとなる（審議参加規程第14条 議決権の行使）。

※2 寄付金等の受領により審議不参加の基準に該当した場合であっても、当該委員の発言が特に必要であると認められた場合は審議に参加することができる（審議参加規程第16条 特例）。